

【用語】猥ニ一勝手に、規則を無視して 所を御はらひ一居村から追い払うこと、追放刑の一種 御巣守一鷹見役のこと 川浦村・岩水村一ともに群馬郡倉渕村 御巣鷹見一山々を巡回して巣鷹発見や御巣鷹山に人が近づかないよう監視する役 惣百姓一村中の本百姓をいう

【解説】御巣鷹山とは、將軍の狩獵用の鷹を捕獲するため、鷹が巣をかけた森林または巣をかけるのに適した森林を幕府が特別に指定し、厳重に保護を加えた山のことである。上野国内では甘樂郡の山中領地域、吾妻郡の浅間山北麓地域、赤城山北麓の小松村(利根村)地域など、深山幽谷の地が指定された。これは、狩獵用の鷹は雛のうちに訓練する必要があり、早くから保護しなければならなかつたこと、また鷹は多分に警戒心が強く人目を避けたところに巣を作るという習性があることなどによる。

この文書は、鳥川上流域の川浦御巣鷹山の取締りに関する岩水・川浦の両村民の連判証文である。内容は、御巣鷹山の取締りを從前どおりに行うこと、御巣鷹山の境目の立木は勝手に伐採しないことを誓約している。御巣鷹山がいつ頃から指定されたのか明らかでないが、幕府の御留山<sup>おとめやま</sup>であることから周辺住民が自由に出入りして伐木や採草をすることは堅く禁止された。山の管理には鷹見役が任命され、彼らは毎月数回ずつ区域内を巡回して巣鷹の発見、侵犯者の監視、巣鷹の献上などの役割を負っていた。この文書にみえる御巣鷹見六右衛門は、吾妻郡本宿村(吾妻町)の名主であり、林守を兼ねていた。